

瀬戸市旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市規則第 3 1 号

瀬戸市旅費条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市旅費条例施行規則（昭和 2 6 年瀬戸市規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(<u>条例第 2 条第 4 号に規定する規則で定める者</u>) 第 3 条 <u>条例第 2 条第 4 号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u> (1) <u>旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行業者</u> (2) <u>鉄道事業法（昭和 6 1 年法律第 9 2 号）第 1 3 条第 1 項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正 1 0 年法律第 7 6 号）第 4 条に規定する軌道経営者</u> (3) <u>海上運送法（昭和 2 4 年法律第 1 8 7 号）第 2 3 条の 3 第 2 項に規定する船舶運航事業者</u> (4) <u>航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）第 2 条第 1 8 項に規定する航空運送事業を営む者</u> (5) <u>道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 9 条第 7 項第 3 号に規定する一般旅客自動車運送事業者</u>	(<u>視察講習等の旅費</u>) 第 3 条 <u>条例第 8 条の規定により視察、講習、研修、学校派遣その他これらに類する目的のため旅行するときは、宿泊料は、その内容により定額の 2 割以内を減額することができる。</u>

(6) 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）

第 2 条第 1 項に規定する旅館業を営む者

(7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8

3 号）第 7 条第 1 項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 55 条第 1 項に規定する貨物利用運送事業者

(8) 外国における前各号に掲げる者に相当するもの

(9) 割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）

第 31 条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（国との契約によりカード等（同法第 2 条第 3 項第 1 号に規定するカード等をいう。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

（宿泊費基準額等）

第 5 条 条例第 16 条ただし書に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

(1) 宿泊を伴う研修、会議等の主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

(2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

（宿泊手当）

第 6 条 条例第 17 条ただし書に規定する規則で定める場合の宿泊手当の額は、条例及びこの規則の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる額とする。

(1) <u>朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 条例で定める定額の3分の2の額</u> (2) <u>朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 条例で定める定額の3分の1の額</u> 2 <u>条例第17条ただし書に規定する規則で定める場合の宿泊手当の額は、条例及びこの規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃その他の交通費（包括宿泊費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、前項の例による。</u> 3 <u>旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前2項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。</u> （旅費の調整）	（旅費の調整）
第7条 <u>条例第23条第1項の規定に基づき、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。</u> (1) <u>旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行したため、正規の鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費又は宿泊手当を要しない場合には、それぞれの額を支給しない。</u> (2) <u><省略></u> 2 <u>条例第23条第2項の規定に基づき、当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難であると認める場合は、その必要とする旅費を支給する。</u>	第5条 <u>条例第23条第1項の規定に基づき、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。</u> (1) <u>旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行したため、正規の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料を要しない場合には、それぞれの額を支給しない。</u> (2) <u><省略></u> 2 <u>条例第23条第2項の規定に基づき、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。</u> (1) <u>宿泊施設が指定されている場合その他当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であると認める場合においては、宿泊料定額を超過して現に支払った額を増額して支給する。</u>

	<u>(2) 当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難であると認める場合は、その必要とする旅費を支給する。</u>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の瀬戸市旅費条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。